

「令和3年度第1回債権管理委員会」議事録

1 開催期日等

(1) 日 時 令和3年6月1日(火)午後2時から3時30分まで

(2) 場 所 静岡庁舎新館8階市長公室

(3) 出席者

・委員長 《大長副市長》

・委員 《総務局長、財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、保健福祉長寿局長、子ども未来局長、都市局長、上下水道局長》

・部会員 《総務課長、政策法務課長、人事課長、税制課長、納税課長、滞納対策課長、福祉総務課長、介護保険課長、福祉債権収納対策課長、清水病院医事課長、子ども家庭課長、幼保支援課長、住宅政策課長、静岡会計課長、お客様サービス課長》

(4) 報道関係者 静岡新聞社

2 主な意見

次第1 「令和2年度 滞納整理強化期間実施状況(主要債権)」について

【委員長】

何かご意見、ご質問はありますか。

(⇒意見なし)

次第2 「令和2年度 債権管理ヒアリング所管課取組状況」について

【委員長】

何かご意見、ご質問はありますか。

【総務局長】

個別にこの部分というわけではないが、令和2年度はコロナ禍の収納ということで苦勞をされたと思う。ヒアリングを通してコロナ禍の影響でこういったところの対応がうまくできなかった、課題になったということがあれば教えてほしい。

【滞納対策課長】

市税について、コロナ特例法により、徴収猶予制度ができた。これにより金額にして11億7千万円ほど徴収猶予の許可をしており、これがほぼすべて滞納分として収納率に影響してくる。

調査等についても接触を避けるということで臨戸や窓口に来ていただくことも制限した。

「令和3年度第1回債権管理委員会」議事録

通常行っている捜索についても中止した。

【事務局】

国保と介護について、保険料の減免があったため調定額が下がった。清水病院の診療収入についても患者が診療を避ける傾向があり、やはり調定額が下がった。その他の債権については影響があったことは把握していない。

【滞納対策課長】

公売をしているが、これまでは一か所に集めて行う期日公売という方法をとっていたが、接触を避けるということで期間公売に変更した。この結果、会場を設営する必要もなくなった。今年度も引き続き期間公売を実施していきたい。

【総務局長】

行革という観点で債権管理の収益についてはまだ予想がわからないということで、行革上の収入（見込み）については、来年度以降の分については減らしていない状況であるが、来年度以降債権管理の収益の見込みは、時期としてどれくらいになるとどんな見込みかわかってくるのか。

【事務局】

各債権所管課に6月20日ころまでに収入未済額の報告するよう依頼してある。それがでてくればわかると思う。

【財政局長】

市税は、中期見通しを作っている、そのなかで今までの実績を踏まえ…ずいぶん上がってきているので、どこまで上げられるかというのを今年度の中で今後4年間5年間の収入見込みをだしていきたい。

【委員長】

ヒアリングはどのような体制で行っているのか、というのはかなり効果が出ているしヒアリングで抽出された課題も的確だと思っている。そのあたりを教えてほしい。

【事務局】

ヒアリングは6月20日までに各課に令和2年度の決算数字を上げてもらい、収入未済額が多い所管課を対象にヒアリングを行う。ヒアリングは事務局4名と所管課の係長、担当者を招いて行っている。ヒアリングで指導事項として指導したことについては、令和3年9月から10月の債権管理委員会で報告し、指導事項に対する対応状況については、翌年の第1回の債権管理委員会で報告させていただいている。

【委員長】

市税の中で、納税課、清水市税事務所、滞納対策課における機能分担や滞納繰越分事案の移管を引続きスムーズに実施することという、かなり踏み込んだ指示がされ、そのことで機能分担によって納税課、清水市税事務所がより一層、現年分に特化できるということで、やってくれたほうも素晴らしいし、指示をしたほうもよかった。

第3者から見るともっと直したほうがいいところも見えてくると思うので、また的確なア

「令和3年度第1回債権管理委員会」議事録

ドバイスをしてあげてもらいたい。

次第3 「令和3年度 主要債権の管理に関する取組方針」について

【委員長】

以上の局長からの報告に対してご意見、ご質問はありますか。

【財政局長】

いくつかの部署で民間委託の話が出てきたが、上下水道（局）でもあった、もう一つ母子寡婦のところで特に滞納繰越分について債権回収業者に委託するという事で、先ほどのヒアリングの中でも効果が出ていると報告があった、その辺民間委託がうまくいっている状況なのかどうかというところを担当課で何かあれば教えてほしい。

【お客様サービス課長】

上下水道局では徴収業務の委託はだいぶ前からやっている、先ほど局長から説明があったとおり平成29年にだいぶ業務を拡充し包括業務委託の中で引続き実施している。

民間委託をして一番の効果というか業務的に効果をあげていると考えているところが、簡単に言うと件数が多くて比較的軽易な現年度分とか過年度分の件数の少ない未納のもの、そういった部分を民間に任せている。その中で抽出されてくる、高額滞納者や悪質滞納者には法的措置も見据えて職員が滞納折衝や徴収に力を振り向けられる。いわゆる役割の分担がそのあたりでうまく整理されてきている。その結果このところ10年くらい、特に現年度分の収納率については年々上がっているという状況があり、民間委託については効果が上がっていると考えている。

【以下、非公開審議とする】

次第4 「債権管理条例運用指針の改訂」について

次第5 「債権管理委員会設置要綱の改正」について